

新潟市旅費条例施行規則をここに公布する。

令和8年 3月26日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第10号

新潟市旅費条例施行規則

新潟市旅費条例施行規則（昭和32年新潟市規則第51号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則（第8条）

第2節 交通費（第9条—第13条）

第3節 宿泊費等（第14条—第16条）

第4節 転居費等（第17条—第20条）

第5節 その他の種目（第21条）

第3章 雑則（第22条—第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟市旅費条例（令和8年新潟市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 市長等 市長、副市長、教育長、水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員をいう。

(2) 副市長等 副市長、教育長、水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員をいう。

(3) 家族 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第1条第2項第4号に規定する家族をいう。

（条例第2条第7号に規定する規則で定めるもの）

第3条 条例第2条第7号に規定する規則で定めるものは、政令第2条第1項各号のいずれかに該当する者とする。この場合において、同項第9号中「国との契約によりカード等」とあるのは「カード等」と読み替えるものとする。

（条例第3条第5項に規定する規則で定める場合）

第4条 条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第3条第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第17条、第19条第1項及び第25条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

（出張命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第5条 条例第3条第5項に規定する規則で定める額は、条例第13条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支

払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第21条並びに条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の出張命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額
(旅費額を喪失した場合における旅費)

第6条 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次の各号に規定する額による。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額
(出張命令等の変更の申請)

第7条 旅行者が条例第5条第1項又は第2項の規定により出張命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則

(条例第6条に規定する規則で定める種目及び内容)

第8条 条例第6条に規定する規則で定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交

通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費とし、これらの内容についてはこの章の定めるところによる。

第2節 交通費

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（政令第5条第1項に規定する鉄道をいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長等が現に利用する場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（運賃の等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（政令第6条第1項に規定する船舶をいう。次項、第12条第1項及び第24条第1項ただし書において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長等が現に利用する場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（運賃の等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（政令第7条第1項に規定する航空機をいう。次項、第12条第1項及び第24条第1項ただし書において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（市長が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。ただし、市長以外の職員が移動する場合において、職務の必要性によりこれにより難しいときには最上級の運賃又は最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用と

し、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用車を使用して旅行をする場合は、1キロメートルにつき22円

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(6) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により前各号に規定するその他の交通費によっては旅行の実費を支弁することができない場合は、実費額

2 前項第4号の規定によるその他の交通費は、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。ただし、条例第8条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前2項の規定にかかわらず、徒歩又は自転車により移動する場合は、旅費を支給しない。

（通勤手当との調整）

第13条 旅行者が新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号）第14条の2に規

定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

第3節 宿泊費等

（宿泊費）

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限とする。この場合において、同表中「内閣総理大臣等」とあるのは「市長」と、「指定職職員等」とあるのは「副市長等」と、「職務の級が10級以下の者」とあるのは「その他の職員」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る前条の規定による宿泊費の額の合計額とする。

（宿泊手当）

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第3で定める額とする。

2 宿泊手当の額は、この規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

（1） 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

（2） 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の

3分の1の額

- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、省令別表第3で定める額とする。ただし、この規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。
- 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第4節 転居費等

（転居費）

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、省令第15条第1項各号で定める方法により算定する額とする。ただし、外国旅行においては、別表に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

- 2 前項の算定に当たっては、この規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。
- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては5夜分を、外国旅行にあっては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げ

る額とする。

(1) 内国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際市長の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後市長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後市長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後市長の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前

項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第20条 同一市内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における勤務庁の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

第5節 その他の種目

(渡航雑費)

第21条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市長が定める費用の額とする。

第3章 雑則

(県内等出張旅費)

第22条 条例第11条の規定により支給する県内等の出張旅費（以下「県内等出張旅費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 勤務庁（条例第2条第3号の規定により旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次号において同じ。）から片道1キロメートル以上離れた場所に出張する場合（次号に該当する場合を除く。）は、この規則の規定により支給される鉄道賃、船賃又はその他の交通費の実費額（以下「交通実費」という。）を支給する。

(2) 勤務庁から片道1キロメートル以上離れた場所へ、市長が別に定める基準により、職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用車を使用して出張する場合は、第12条第1項第3号、第4号及び同条第2項の規定により計算した額を支給する。

(3) 公務上の必要により宿泊を義務づけられた県内等への出張をするときは、第1号に規定する交通実費、宿泊費及び宿泊手当を支給する。

2 県内等出張旅費は、その出張用務及びその他の理由によって旅行命令権者が特に必要

と認める場合においては、これを増額し、若しくは減額し、又は支給しないことができる。

- 3 県内等出張旅費は、その月分を翌月21日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。））、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日）に支給する。ただし、第1項第3号に規定する県内等出張旅費及び旅行命令権者が別に定める県内等出張旅費については、第29条の規定により支給する。

（外国旅行の旅費）

第23条 条例第12条の規定により支給する外国旅行の旅費については、この規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費を支給する。

（本邦通過の場合の旅費）

第24条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

- 2 前項本文の場合において、第19条第1項第1号の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

（退職者等の旅費）

第25条 条例第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて市長が定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

- 3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長

することができる。

(遺族の旅費)

第26条 条例第3条第2項第2号、第3号、第5号又は第6号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて市長が定めるものとする。

(職員以外の者の旅費)

第27条 条例第10条の規定により定める職員以外の者の旅費については、職員（市長等を除く。）に支給される旅費の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者が特に必要があると認める職員以外の者の旅費については、市長等に支給される旅費の例によることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、職員以外の者の旅費は、その用務及びその他の理由によって旅行命令権者が特に必要と認める場合においては、これを増額し、若しくは減額し、又は支給しないことができる。
- 4 職員以外の者に旅費を支給する際には、請求書を提出させないことができる。
- 5 職員以外の者の旅費の支給方法については、その都度旅行命令権者が定める。

(出張命令書の様式)

第28条 出張命令は、出張命令書により行う。

- 2 出張命令書の様式は、市長が別に定める。

(旅費の請求等)

第29条 旅費の請求及び返納については、次に掲げる様式によるものとする。

- (1) 次号に掲げる旅費以外の旅費を請求する場合には、旅費請求書。ただし、概算払に係る旅費を請求する場合には、概算旅費請求書
- (2) 概算払に係る旅費を精算する場合であって、追給額を生じたときは、旅費精算請求書
- (3) 概算払に係る旅費を精算する場合であって、返納額を生じたときは、精算命令書（概算旅費）

- 2 前項に規定する請求書及び返納に係る様式は、市長が別に定める。
- 3 条例第9条第3項に規定する必要な資料の種類については、市長が別に定める。
- 4 第1項に規定する請求書により旅費の請求があった場合には、速やかに支給するものとする。
- 5 旅行命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。
- 6 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(総務事務システムによる処理)

第30条 この規則の規定により行うこととされる申請、承認等の手続について、総務事務システム（職員の勤怠、給与等の事務を総合的に管理する情報処理システムをいう。次項において同じ。）を利用することができるときは、原則として総務事務システムにより行うものとする。

- 2 この規則の規定により作成することとされている書類については、総務事務システムにより作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をもって代えることができる。

(旅費の精算期間)

第31条 条例第9条第2項に規定する期間は、旅行を完了した日の翌日から起算して7日とする。

(旅費の支給額の上限)

第32条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第21条並びに条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（その他）

第33条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の新潟市旅費条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が出張命令等を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が出張命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が出張命令を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が当該出張命令を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

別表（第17条関係）

区分		上限
家財の運送単位を容積により算出する場合	職員	9立方メートル
	配偶者	9立方メートル
	子（1人につき）	1.5立方メートル

家財の運送単位を重量により算出する 場合	職員	360キログラム
	配偶者	360キログラム
	子（1人につき）	60キログラム

